

「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、

(ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合

(イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合

(ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合

が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。